



COVID-19:フィリピンにおける12月決算会社の監査済み財務諸表、法人所得税申告書の提出期限の延長

新型コロナウイルス感染症に関する税務情報

フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受け、2020年3月17日から4月30日までの予定で、マニラ首都圏を含むルソン島全域において「強化されたコミュニティ隔離措置(ECQ - Enhanced Community Quarantine)」が採られています。ECQの実施によりルソン島全域が事実上封鎖され、厳格な外出禁止措置が採られており、またバスや高架鉄道などの公共交通機関も全てストップしているため、企業活動にも甚大な影響を与えています。このような状況の中、法人全般の管理・監督を行う証券取引委員会(SEC – Securities and Exchange Commission)とフィリピンの国税庁にあたる内国歳入庁(BIR - Bureau of Internal Revenue)から公表された法定書類の提出期限の延長について、今回はお伝えします。なお、本税務情報は12月決算会社の法定書類の提出期限に関する2020年4月14日時点での情報となりますが、状況は日々変わっており、またSEC、BIRともに五月雨式に通達を公表しているため、最新の情報についてはそれぞれのウェブサイト(www.sec.gov.ph、www.bir.gov.ph)でもご確認頂けますようお願いいたします。

1) 監査済み財務諸表のSECへの提出期限の延長(2019年12月31日が決算日の企業)

SECは2020年3月12日にMemorandum Circular No. 5-2020を公表し、12月決算会社の監査済み財務諸表(Audited Financial Statements)の提出期限について、ペナルティを課すことなく、以下の通り延長としています。

<提出期限>

- a) フィリピン国内のみで事業を営む企業 – 2020年6月30日
- b) フィリピン国内、国外の両方で事業を営む企業 – 2020年6月30日もしくは海外渡航制限が解除された60日後のいずれか遅い日

注)従来の提出スケジュールは、12月決算会社のSECへの登録番号などに基づき、2020年4月20日から2020年5月22日の間とされていた

2) 12月決算会社の税務申告期限の延長

フィリピンの国税庁にあたるBIRは、ECQ期間が4月30日まで延長されたことを受けて4月14日に歳入規則(RR No. 10-2020)を公表し、税務申告などの期限をさらに15日間延長することにしました。2019年12月31日決算企業の法人所得税申告、および2019年度の個人所得税の確定申告期限は、これより前に公表されたRR No.7-2020で既に当初期限の2020年4月15日から5月15日に延長されていましたが、今回のRR No.10-2020によりさらに15日間延長され、変更後の申告期限は2020年6月1日となります(15日延長後の5月30日が土曜日であるため、翌週の月曜日である6月1日が申告期限)。

また、その他の税務申告期限(e.g. 月次の源泉税申告や月次のVAT申告)についても軒並み15日間延長されているため、詳細については変更後の申告期限を一覧にまとめているRR No.10-2020をご覧ください。なお、今回の申告・納税期限の延長に伴うペナルティ(加算税、延滞利息等)が課せられることはありません。

【ECQ延長に伴う4月14日時点の税務申告期限の状況】

税務申告書類	当初の申告期限	変更後の申告期限	根拠通達
• 2019年度の法人所得税申告書 • 2019年度個人所得税申告書	2020年4月15日	2020年6月1日(15日延長後の5月30日が土曜日のため、6月1日(月)が申告期限となる)	RR No.10-2020 RMC No.39-2020
• 2020年3月度の給与源泉税申告書 • 同2月度のVAT申告書 • 同3月度の印紙税申告書 • 2019年度のBIR Form 1604 - CF (所得税源泉の年度情報) • 2019年度のBIR Form 2316 (給与支払・源泉証明書) • その他の多くの申告書		既に当初の申告期限から延長されているが、今回、そこからさらに軒並み15日間延長されている。 変更後の申告期限の詳細はRR No.10-2020をご欄ください	RR No.10-2020

Contact

東城 健太郎

PwCフィリピン

エグゼクティブディレクター

+63 (2) 8459 2065(直通)

+63 (917) 899 3509(携帯番号)

kentaro.tojo@pwc.com

www.pwc.com/ph

林田 俊哉

PwCフィリピン

シニアマネージャー

+63 (2) 8459 3186(直通)

+63 (917) 805 5728(携帯番号)

toshiya.hayashida@pwc.com

www.pwc.com/ph

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/geopoliticalrisk/coronavirus.html>